

令和9年度 会津美里町
地域おこし協力隊(新鶴地域活性化)募集要項

会津美里町は、平成 17 年に旧会津高田町、会津本郷町、新鶴村が合併して誕生しました。

旧新鶴村の新鶴地域は、会津盆地の西麓に位置しており、丘陵地にはぶどう畑が、平地にはのどかな田園風景が広がる自然豊かなエリアです。かつてはオタネニンジン栽培で栄え、その後は寒暖差を活かしたブドウ栽培へと発展していきました。現在はワイナリーも整備され、福島県内有数のワイン用ブドウ産地として知られています。ぶどう畑が広がる美しい景観と、地域に根付く農業の営み。それが新鶴地域の大きな魅力です。

一方で近年の人口減少やコロナ禍の影響もあり、地域の賑わいや元気が少しずつ失われつつあるのも現実です。

そこで、地域住民と協力しながら新鶴地域の活性化と新たな関係人口の創出を担う「地域おこし協力隊」を募集します。

1. 募集人数

地域おこし協力隊員(新鶴地域活性化) 1名

※ただし、採用水準を満たす者のみの採用とし、満たさない場合は採用しない。

2. 活動内容

- (1) 会津美里町の会計年度任用職員として採用し、にぎわい創造課交流推進係に所属して活動を行います。
- (2) 地域への貢献活動として、イベントへの参加や住民が集まる場に参加し、地域コミュニティへ深く関わります。
- (3) 新鶴地域の活性化および、新たな交流・にぎわいの創出につながる事業の企画・運営します。
- (4) 前任の協力隊員が築いてきた地域住民との関係性を引き継ぐため、あいさつ回りをを行います。
- (5) 前任の協力隊員が立上げた「にいつるこねくとつながる体験博覧会(以下、「体験博覧会」という。)」の企画・運営を行います。
- (6) 地域の方々との交流を通じて関係性を深め、「体験博覧会」のプログラムを提供してくれる地域事業者の開拓・拡充を目指します。
- (7) その他、地域の活力維持および活性化のために町長が必要と認める活動を行います。

なお、活動内容については、実情に応じて、隊員と会津美里町で協議の上、都度変更する場合がございます。

【にいつるこねくとつながる体験博覧会】

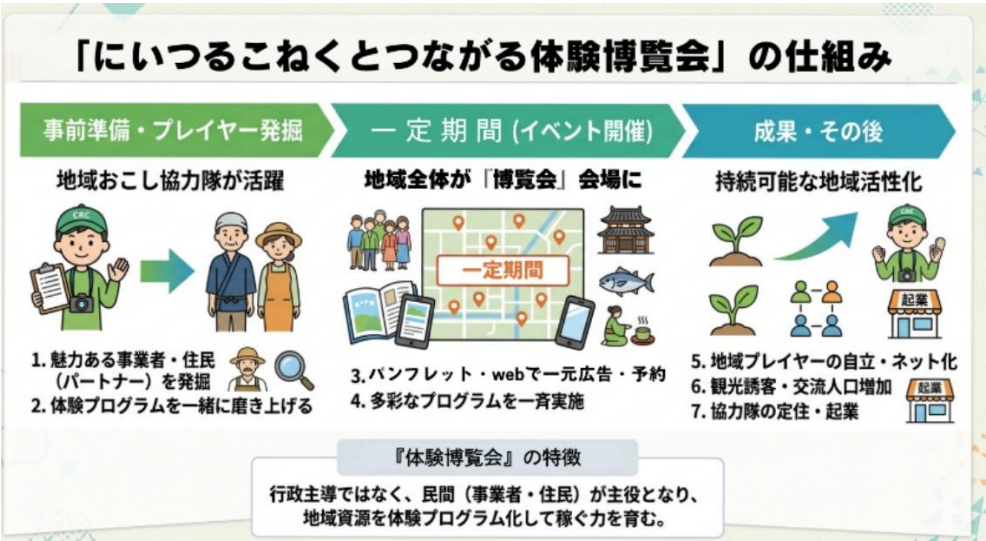
会津美里町には、食・農・手仕事など、日常の中に多様な地域資源が存在していますが、それらは当たり前風景として埋もれがちになっています。地域の方が持つ技術や経験、人柄そのも

のを体験として可視化することで地域の魅力を再発見し、次世代に繋ぐ仕組みをつくる必要がありました。

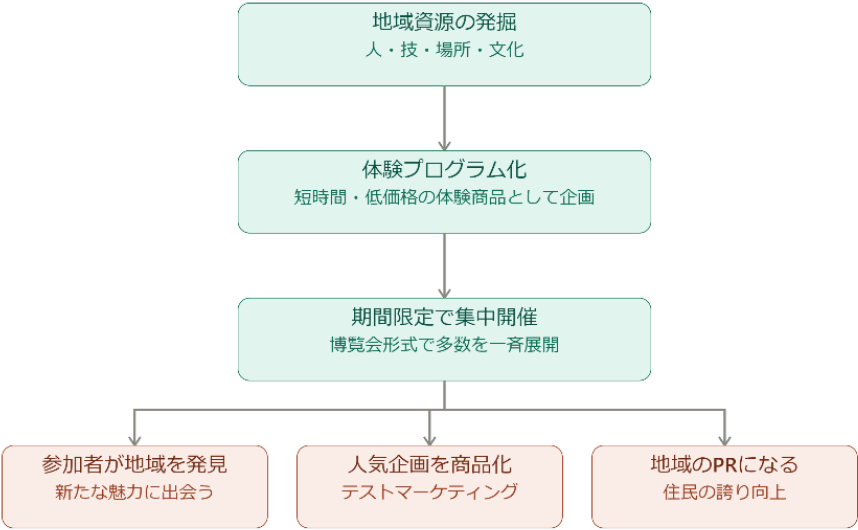
こうした課題に対し、地域おこし協力隊員が新鶴地域の活性化を目的に「体験博覧会」を企画し、令和8年度中の開催に向けて準備を進めています。

新たに着任する隊員には、この「体験博覧会」の企画・運営を担っていただきます。農業体験や料理教室、ものづくりなど、地域で暮らす方々の得意なことや暮らしの知恵を活かしたプログラムを一緒につくり、町内外の参加者との交流を生み出す役割です。

また、チラシ・SNS 広報、参加者の申込受付、当日の運営サポートなど、イベント全体に幅広く携わっていただきます。地域の魅力を掘り起こし、多くの人へ届ける仕事に挑戦したい方、人と人をつなぐことが好きな方の応募をお待ちしています。



【体験博覧会事業のイメージ】



3. 募集条件

以下(1)～(7)のすべてに該当する方

(1) 次のいずれかに該当する方

ア 現在、3大都市圏の地域又は地方都市(条件不利地域は除く)に住所を有する方

※3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定を有する市町村をいう

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法②山村振興法③離島振興法

④半島振興法⑤奄美群島振興開発特別措置法⑥小笠原諸島振興開発特別措置法

⑦沖縄振興特別措置法

イ 他の地方自治体において、地域おこし協力隊として、同一地域で2年以上活動し、かつ解嘱1年以内の方

ウ 他の地方自治体において、語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として2年以上活動し、活動終了から1年以内の方

エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

(2) 採用が決定し委嘱された後は、会津美里町に住民登録して生活の拠点を移すことができる方

(3) 心身共に健康で、地域住民や関連団体と積極的に関わり、意欲的に関係を築こうと努力できる方

(4) 協力隊活動終了後、会津美里町で起業、就業して定住する意思のある方

(5) 普通自動車運転免許を所持している方(オートマチック限定免許可)

(6) 基本的なパソコン操作(文書・資料作成等)、ホームページやSNSによる情報発信(テキスト作成・写真撮影を含む)ができる方

(7) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

※以下①～④に該当しない方

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②会津美里町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 雇用形態

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する第1号会計年度任用職員

5. 活動地域及び勤務地

活動地域:町内全域(主に新鶴地域)

勤務地:会津美里町字新布才地1番地

会津美里町役場 本庁舎 にぎわい創造課

〒969-6292 会津美里町字新布才地1番地 電話0242-23-7250

6. 勤務時間等

- (1) 勤務日数:週4日
- (2) 勤務時間:原則8時30分～17時15分(途中お昼休み1時間)
- (3) 休日:祝日・年末年始(休日等に出勤の場合は振替となります)
- (4) 休暇日:会津美里町と協議の上、決定します。
- (5) その他:勤務日時、休暇等の詳細は、会津美里町と協議の上、決定するものとします。

7. 雇用期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

(最長で3年間継続可能とし、毎年度、面接により成果等を検証し、継続更新についての判断を行う)

8. 給与等

月額:190,000円(月末締、翌月21日※に支給)

※所定の活動時間を下回った場合は、その分を減額することがあります。

※支給月の21日が土日祝日となる場合は、その直前の営業日に支給となります。

※採用日や金額改定等により支給額が変更となる場合があります。

期末手当:あり(年2回:6月、12月)

9. 福利厚生

社会保険:加入

有給休暇及び特別休暇:あり

家賃助成:月額45,000円を上限に助成

引越助成:引越しに係る運送費等について100,000円を上限に助成

ただし、同居家族がいる場合、150,000円を上限に助成

敷金礼金助成:90,000円を上限に助成

自己研鑽費:年間100,000円を上限に助成

起業助成:協力隊2年目から、任期終了後3年以内に町内で起業または事業承継をする場合、起業に要する費用を一部助成

その他:活動に支障がない範囲で、個人事業の運営、副業なども可能。

10. 住居等

住居はご自身でご用意いただきます(物件探し等は相談に応じます)。

自家用車を用意していただくことをお勧めします。

(自家用車がない場合、本町の生活に大きな制限が生じる可能性があります)

11. 選考方法

(1) 1次選考(書類選考)

応募書類による審査を行います。

1次選考結果は文書で通知します。

(2) 2次選考(面接試験)

1次選考の合格者に対し会津美里町役場において面接試験を行います。

日時等の詳細は、1次選考結果通知の際にお知らせします。

(3) その他

応募に係る費用(書類郵送代、交通費、宿泊費等)は個人負担となります。

12. 応募手続き

(1) 応募方法

次の提出書類を下記応募先まで、郵送又は持参して下さい。

提出された応募書類は返却いたしません

①会津美里町地域おこし協力隊応募用紙(別紙様式)

②運転免許証の写し

③住民票抄本(本籍地記載不要)

(2) 応募先

〒969-6292

福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

会津美里町役場 にぎわい創造課交流推進係 宛

(3) 応募受付期間

令和8年8月1日(土)から令和8年10月30日(金)

13. その他注意事項

(1) 住民票の異動は必ず採用日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。

(2) 選考において、合格者がいなかった場合は、募集人数に係わらず、本募集期間において、「採用者なし」とすることがあります。また、その場合は、再度の募集を行う場合があります。予めご了承ください。

